

# 群馬県保健医療計画

平成27年4月 群馬県

---

(余白)

---

## あいさつ

住み慣れた地域で安全で安心した暮らしを営むことは県民の願いであり、そうした生活を守ることが県政運営の基本であると考えています。

こうしたことから、本県では、群馬県総合計画「はばたけ群馬プラン」において、「誰もが安全で安心できる暮らしづくり」等を基本理念に掲げ、この理念の下に平成22年3月に策定した第6次群馬県保健医療計画に基づき、医療提供体制の充実や医療連携体制の構築に取り組んで参りました。



また、各地域における喫緊の医療課題に対応するため、地域医療再生計画を策定し、がん対策や救急医療対策、医師・看護師確保対策など様々な事業を実施し、地域医療の確保に努めて参りました。

一方で、医療技術の進捗による医療の高度化・専門化、県民の医療に対するニーズの多様化、病院勤務医や看護師等の不足など、保健医療を取り巻く環境は大きく変化するとともに、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を見据え、効率的で質の高い医療提供体制の構築や地域包括ケアシステムの構築が求められています。

こうした環境の変化や課題に的確に対応するとともに、国において進められている医療制度の見直し状況を踏まえ、今般、平成29年度までを計画期間とする第7次群馬県保健医療計画を策定いたしました。

この計画では、県民に安全で質の高い医療を提供する体制を整備し、健康で安心できる暮らしの実現や、地域において医療や介護サービスが切れ目なく提供され、県民生活の質が向上することを目指しています。

計画の推進に当たっては、市町村や関係者との一層の連携を図りながら、本県の実情を踏まえ、地域の医療課題に総合的に取り組んで参りますので、県民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、多大な御尽力をいただきました群馬県医療審議会や保健医療対策協議会、各策定部会の皆様を始め、御協力をいただきました多くの皆様に心から御礼を申し上げます。

平成27年4月

群馬県知事

大澤 正明

## <目次>

### 第1章 計画の考え方

第1節	計画策定の趣旨	2
第2節	計画の性格	3
第3節	計画の期間	3
第4節	計画の理念	4

### 第2章 群馬県の現状

第1節	人口構造	6
1	総人口	6
2	世帯構成	8
3	県全体の人口構造推移	9
第2節	人口動態	11
1	出生	11
2	死亡	11
第3節	県民の健康状況	14
1	県民の健康状況	14
2	生活習慣病の有病者・予備群	14
第4節	県民の受療状況	15
1	県内の受療動向	15
2	県境地域における県外との連携	17
第5節	医療機関の状況	18
1	病院	18
2	一般診療所	18
3	歯科診療所	18
4	診療科目	18

## 第3章 保健医療圏と基準病床数

第1節	保健医療圏	2 2
1	保健医療圏設定の意義	2 2
2	二次保健医療圏	2 3
3	二次保健医療圏圏域の再検討	2 4
第2節	基準病床数	2 6
1	一般病床及び療養病床	2 6
2	精神病床	2 6
3	結核病床	2 6
4	感染症病床	2 6
5	届出により一般病床を設置できる診療所（特例診療所） について	2 7

## 第4章 5疾病・5事業及び在宅医療に係る医療連携体制の構築

第1節	医療連携の推進	3 0
1	医療連携について	3 0
2	5疾病5事業及び在宅医療について	3 1
3	医療機関名について	3 1
第2節	5疾病5事業及び在宅医療に係る医療連携体制	3 3
1	がん	3 3
2	脳卒中	5 3
3	急性心筋梗塞	6 7
4	糖尿病	8 1
5	精神疾患	9 9
6	救急医療	1 2 1
7	災害医療	1 4 1
8	へき地医療	1 6 1
9	周産期医療	1 7 5
10	小児医療	1 9 3

1 1	在宅医療	2 0 9
-----	------	-------

## 第5章 保健・医療・福祉の提供体制の 充実

1	障害保健対策	2 3 0
(1)	発達障害	2 3 0
(2)	重症心身障害	2 3 1
(3)	高次脳機能障害	2 3 2
2	感染症・結核・肝炎対策	2 3 3
(1)	新型インフルエンザ等対策	2 3 3
(2)	エイズ対策	2 3 6
(3)	結核対策	2 3 9
(4)	肝炎対策	2 4 1
3	慢性閉塞性肺疾患（COPD）対策	2 4 3
4	臓器移植・骨髄移植対策	2 4 5
(1)	臓器移植	2 4 5
(2)	骨髄移植	2 4 7
5	難病対策	2 4 9
6	歯科口腔保健対策	2 5 1
7	血液の確保・適正使用対策	2 5 5
8	医薬品等の適正使用対策	2 5 7
(1)	医薬品等の安全性確保	2 5 7
(2)	医薬分業	2 5 8
(3)	医療用麻薬の適正使用	2 6 0
9	医療の安全の確保	2 6 1
(1)	医療事故・院内感染の防止	2 6 1
(2)	医療相談体制の充実	2 6 2
1 0	外国人の保健医療	2 6 3
(1)	未払い医療費対策	2 6 3
(2)	医療通訳	2 6 4
1 1	地域リハビリテーション	2 6 5

1 2	地域包括ケアシステムの構築	2 6 7
1 3	公立病院の医療連携の推進及び地域医療支援病院の整備等	2 6 9
	(1) 公立病院の医療連携の推進	2 6 9
	(2) 地域医療支援病院の整備	2 7 1
	(3) 社会医療法人の役割	2 7 1
1 4	医療に関する情報化	2 7 2
	(1) 医療情報の連携・ネットワーク化の推進	2 7 2
	(2) 医療・薬局機能情報の提供	2 7 4
	(3) 地域連携クリティカルパス	2 7 6

## 第6章 保健医療従事者等の確保

1	医師	2 7 8
2	歯科医師	2 8 4
3	薬剤師	2 8 6
4	保健師	2 8 8
5	助産師	2 9 0
6	看護師・准看護師	2 9 2
7	その他の保健医療従事者	2 9 4
8	介護サービス従事者	2 9 6

## 第7章 計画の推進・評価

第1節	計画の推進	2 9 8
第2節	計画の評価	2 9 9
第3節	計画の変更	2 9 9

## 資料編

第1節	策定作業	3 0 2
-----	------	-------

第 2 節	策定体制別委員等名簿	3 0 6
第 3 節	指標一覽	3 2 2